

## あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の改訂について

### 1 趣旨

愛知県では、障害のある人が地域で安心して暮らせるための総合的な計画として、「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」（以下「プラン」という。）を策定している。

このプランは、第4期愛知県障害者計画と第6期愛知県障害福祉計画（第2期愛知県障害児福祉計画）を一つにまとめており、現行の第6期愛知県障害福祉計画（第2期愛知県障害児福祉計画）が今年度末に満了することから、当該部分の改訂を行う。

また、国の障害者基本計画（第5次）を踏まえ、必要に応じて第4期愛知県障害者計画の時点修正を行う。

### 2 計画の内容

#### (1) 障害者計画

県の障害者施策の考え方や方向性を定めるもの

#### (2) 障害福祉計画

障害福祉サービスを必要とする人に、必要とする量を提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの

#### (3) 障害児福祉計画

障害児の通所サービスや入所サービス、相談支援が提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの

### 3 計画期間

#### (1) 第4期愛知県障害者計画

2021年度から2026年度までの6年間（中期計画）

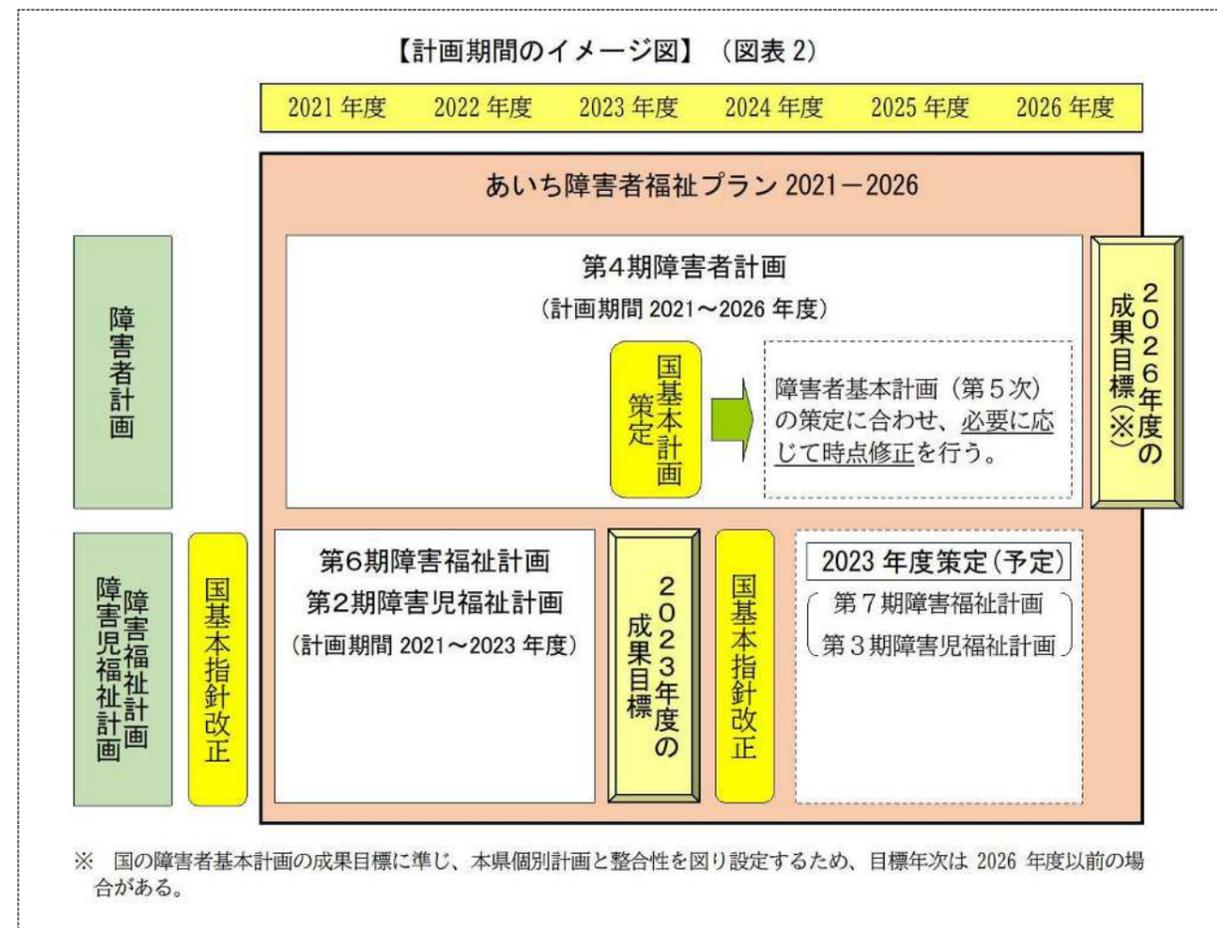
※この計画期間に変更なし。

#### (2) 第7期愛知県障害福祉計画・第3期愛知県障害児福祉計画

2024年度から2026年度までの3年間（短期計画）

### 4 プランの見直し範囲

プランのうち、愛知県障害福祉計画及び愛知県障害児福祉計画に関係する部分である第6章から第8章を中心に、目標数値や障害福祉サービス等の見込量と確保策など、国基本指針改正の内容に即して見直す。



	障害者計画	障害福祉計画 障害児福祉計画
第1章 プラン策定の趣旨	○	○
第2章 プランの基本的な考え方	○	○
第3章 現状	○	○
第4章 展望	○	○
第5章 各分野における障害者施策の基本的な方向	○	
第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標		○
第7章 障害福祉サービス等の見込量と確保策等		○
第8章 目標一覧	○	○
第9章 計画の推進	○	○

第6章 別紙1

国基本指針等に即した目標の見直し。

第7章 別紙2

各市町村におけるサービス等見込量の積み上げを基本として見直し。

第8章 別紙3

- ・ 障害者計画に関する事項は、6年間の計画期間中であるため、進捗状況を記載し、引き続き目標管理を行う。
- ・ 障害福祉計画に関する事項は、国基本指針に即した見直しを行うとともに、県の地域生活支援事業に関する事項は2024年度からの3年間で実施量を見込む。

5 今後の予定

2023年	7月	第1回愛知県障害者施策審議会（ワーキンググループ設置案） 第1回愛知県障害者自立支援協議会
	10月	愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ（素案検討）
	12月	第2回愛知県障害者施策審議会（素案検討）
2024年	1月	パブリックコメント
	3月	第3回愛知県障害者施策審議会（最終案） 第2回愛知県障害者自立支援協議会（最終案） プラン改訂・公表

※愛知県障害者施策審議会の下に、ワーキンググループを設置し、プラン改訂に係る検討を行う。

（参考）国基本指針の主な改正内容

障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定する際に参考とする国基本指針について、主な改正内容は以下のとおり（2023年5月改正）。

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神保健福祉法の改正等を踏まえたさらなる体制整備 ・医療計画との連動制を踏まえた目標値の設置
③福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追加
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
⑤発達障害者等支援の一層の充実	・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
⑥地域における相談支援体制の充実・強化	・基幹相談支援センターの設置等の推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
⑦障害者等に対する虐待の防止	・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
⑧地域共生社会の実現に向けた取組	・社会福祉法に基づく地域福祉計画との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
⑨障害福祉サービスの質の確保	・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
⑩障害福祉人材の確保・定着	・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定	・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細やかな地域単位の重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

愛知県障害者施策審議会障害福祉計画等策定ワーキンググループ設置要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、あいち障害者福祉プラン2021-2026の改訂（第7期愛知県障害福祉計画及び第3期愛知県障害児福祉計画の策定並びに第4期愛知県障害者計画の必要に応じた見直し）に関し検討を行うため、愛知県障害者施策審議会条例（昭和47年3月29日条例第6号）第8条の規定に基づき設置する愛知県障害者施策審議会障害福祉計画等策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）について、必要な事項を定める。

（構成）

第2条 ワーキンググループは、別に定める者をもって構成し、愛知県障害者施策審議会会長（以下「会長」という。）の指名する構成員が、ワーキンググループの会務を総理し、座長となる。  
2 座長に事故があるとき又は座長が不在のときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

（運営）

第3条 ワーキンググループは、愛知県福祉局福祉部障害福祉課長が招集する。  
2 ワーキンググループの設置期間は、施行日から令和6年3月31日までとする。

（ワーキンググループ会議の公開）

第4条 ワーキンググループの会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日条例第19号）第7条各号に規定する不開示情報が含まれている事項について審議する場合又は会議を公開することにより当会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、ワーキンググループがその一部又は全部を公開しない旨の決定をした時はこの限りではない。

（庶務）

第5条 ワーキンググループの庶務は、愛知県福祉局福祉部障害福祉課において行う。

（雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年 月 日から施行し、令和6年3月31日をもって廃止する。

愛知県障害者施策審議会障害福祉計画等策定ワーキンググループ 構成員名簿

令和5年7月 日現在

（敬称略・50音順）

江崎 英直	愛知県精神障害者家族会連合会会長
榎本 博文	愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会部会長
糟谷 美夏代	愛知県知的障害者育成会副会長
加藤 歩	愛知県肢体不自由児・者父母の会連合会
加藤 勝	愛知県身体障害者福祉団体連合会副会長
佐藤 優美子	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長
重松 美生恵	愛知県難病団体連合会事務局次長
鈴木 智敦	名古屋市総合リハビリテーションセンター副センター長
辻 直哉	愛知障害フォーラム（ADF）事務局長
永田 雅子	名古屋大学心の発達支援研究 実践センター教授
古家 千恵美	愛知県盲人福祉連合会
水野 樹里	愛知県聴覚障害者協会事務局長

**第 6 章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標**

**【記載事項】**

- 国の基本指針において、目標として設定することとされている事項について記載。
  - 第 5 期障害福祉計画の記載内容を、第 6 期障害福祉計画の内容に更新。
  - 第 7 期障害福祉計画での目標を記載。

**1 福祉施設の入所者の地域生活への移行**

**【第 6 期障害福祉計画までの評価】**

第 6 期計画の目標値と進捗状況 (2022 年度実績)

目標	進捗状況	進捗率
<地域生活移行者数の増加> 2019 年度末から 2023 年度末までの地域生活移行者数：142 人	累計 93 人	65.5%
<施設入所者数の削減> 2023 年度末までの施設入所者削減数：61 人	124 人	203.3%

**【第 7 期障害福祉計画での目標】 ※検討中**

○ 目標設定に関する考え方

- 地域生活移行者については、これまでの本県における地域生活への移行実績や今年度実施した「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」の結果などを勘案しながら、目標の設定を行う。
- 施設入所者の削減については、国の基本指針に即して設定する。

<参考> 国の基本指針

事項	目標
地域生活移行者数	2022 年度末の施設入所者数の 6%以上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第 6 期：6%</span> ※ 第 5 期計画で未達成見込分があればそれを含める。
施設入所者数	2022 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第 6 期：1.6%</span> ※ 第 5 期計画で未達成見込分があればそれを含める。

**2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**

**【第 6 期障害福祉計画までの評価】**

第 6 期計画の目標値と進捗状況 (2022 年度実績)

目標	進捗状況	進捗率
<地域における平均生活日数の増加> 精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均：316 日以上	(325.2 日) ※2018 年度退院者	—
<精神病床における 1 年以上長期入院患者数の減少> 2023 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数	①3,295 人 (84 人減) ②2,962 人 (150 人減)	①8.2% ②26.6%
<精神病床における早期退院率の上昇> 2023 年度における精神病床の早期退院率	①69.4% ②85.0% ③91.3% ※2018 年度入院者	—

**【第 7 期障害福祉計画での目標】 ※検討中**

○ 目標設定に関する考え方

- 国の基本指針に即して設定する。

<参考> 国の基本指針

事項	目標
① 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第 6 期：316 日</span>
② 精神病床における 1 年以上長期入院患者 (65 歳以上、65 歳未満)	2026 年における年齢階級別の推計患者数に基づき所定の式により算出した人数 (全国)
③ 精神病床における早期退院率	入院後 3 か月時点の退院率 68.9%以上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第 6 期：69%</span> 入院後 6 か月時点の退院率 84.5%以上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第 6 期：86%</span> 入院後 1 年時点の退院率 91.0%以上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第 6 期：92%</span>

**3 地域生活支援の充実**

第 6 期：地域生活支援拠点等が有する機能の充実

**【第 6 期障害福祉計画までの評価】**

第 6 期計画の目標値と進捗状況 (2022 年度実績)

目標	進捗状況	進捗率
<地域生活支援拠点等の確保> 2023 年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも 1 つ確保	54 市町村 ※2023 年 6 月	100%
<地域生活支援拠点等の運用状況の検証> 各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討	51 市町村	94.4%

**【第 7 期障害福祉計画での目標】 ※検討中**

○ 目標設定に関する考え方

- 国の基本指針に即して設定する。

<参考> 国の基本指針

事項	目標
地域生活支援拠点等の整備	市町村において地域生活支援拠点等を整備 (複数市町村による共同整備も可能)
地域生活支援拠点等の機能の充実 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変更</span>	コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進めるとともに、年 1 回以上運用状況を検証、検討
強度行動障害のある人に対する支援体制の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	各市町村又は圏域において、強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める

## 第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

### 【記載事項】

- 国の基本指針において、目標として設定することとされている事項について記載。
- ・第5期障害福祉計画の記載内容を、第6期障害福祉計画の内容に更新。
  - ・第7期障害福祉計画での目標を記載。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【第6期障害福祉計画までの評価】

##### 第6期計画の目標値と進捗状況（2022年度実績）

目標	進捗状況	進捗率
<地域生活移行者数の増加> 2019年度末から2023年度末までの地域生活移行者数：142人	累計94人	66.2%
<施設入所者数の削減> 2023年度末までの施設入所者削減数：61人	121人	198.4%

#### 【第7期障害福祉計画での目標】 ※検討中

##### ○ 目標設定に関する考え方

- ・地域生活移行者については、これまでの本県における地域生活への移行実績や今年度実施した「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」の結果などを勘案しながら、目標の設定を行う。
- ・施設入所者の削減については、国の基本指針に即して設定する。

##### <参考> 国の基本指針

事項	目標
地域生活移行者数	2022年度末の施設入所者数の6%以上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第6期：6%</span> ※ 第5期計画で未達成見込分があればそれを含める。
施設入所者数	2022年度末時点の施設入所者数から5%以上削減 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第6期：1.6%</span> ※ 第5期計画で未達成見込分があればそれを含める。

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【第6期障害福祉計画までの評価】

##### 第6期計画の目標値と進捗状況（2022年度実績）

目標	進捗状況	進捗率
<地域における平均生活日数の増加> 精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均：316日以上	(325.2日) ※2018年度退院者	—
<精神病床における1年以上長期入院患者数の減少> 2023年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数	①3,295人 (84人減)	①8.2%
① 65歳以上患者数 2,349人 (2020年度3,379人から1,030人減)	②2,962人 (150人減)	②26.6%
② 65歳未満患者数 2,549人 (2020年度3,112人から563人減)		
<精神病床における早期退院率の上昇> 2023年度における精神病床の早期退院率	①69.4% ②85.0% ③91.3% ※2018年度入院者	—
① 入院後3か月時点の退院率：69%		
② 入院後6か月時点の退院率：86%		
③ 入院後1年時点の退院率：92%		

#### 【第7期障害福祉計画での目標】 ※検討中

##### ○ 目標設定に関する考え方

- ・国の基本指針に即して設定する。

##### <参考> 国の基本指針

事項	目標
① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第6期：316日</span>
② 精神病床における1年以上長期入院患者（65歳以上、65歳未満）	2026年における年齢階級別の推計患者数に基づき所定の式により算出した人数（全国）
③ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点の退院率 68.9%以上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第6期：69%</span>
	入院後6か月時点の退院率 84.5%以上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第6期：86%</span>
	入院後1年時点の退院率 91.0%以上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第6期：92%</span>

### 3 地域生活支援の充実

第6期：地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 【第6期障害福祉計画までの評価】

##### 第6期計画の目標値と進捗状況（2022年度実績）

目標	進捗状況	進捗率
<地域生活支援拠点等の確保> 2023年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ確保	54市町村 ※2023年6月	100%
<地域生活支援拠点等の運用状況の検証> 各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討	51市町村	94.4%

#### 【第7期障害福祉計画での目標】 ※検討中

##### ○ 目標設定に関する考え方

- ・国の基本指針に即して設定する。

##### <参考> 国の基本指針

事項	目標
地域生活支援拠点等の整備	市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）
地域生活支援拠点等の機能の充実 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変更</span>	コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上運用状況を検証、検討
強度行動障害のある人に対する支援体制の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	各市町村又は圏域において、強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

##### 【第6期障害福祉計画までの評価】

###### 第6期計画の目標値と進捗状況（2022年度実績）

目標	進捗状況	進捗率
<福祉施設利用者の一般就労移行者数の増加> 2023年度における年間一般就労移行者数：1,736人	1,866人	107.5%
<就労定着支援事業の利用者数の増加> 2023年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合：7割	約2.6割	37.5%
<就労定着支援事業所における就労定着率の向上> 2023年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上を達成する事業所の割合：全体の7割以上	約7.3割	104.8%

##### 【第7期障害福祉計画での目標】 ※検討中

###### ○ 目標設定に関する考え方

- ・国の基本指針に即して設定する。

###### <参考> 国の基本指針

事項	目標
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数	2021年度実績の1.28倍以上 <small>第6期：1.27倍</small> ※ 就労移行支援1.31倍、就労継続支援A型1.29倍、就労継続支援B型1.28倍以上を目指し、それぞれに目標値を設定 <small>第6期：1.3倍、1.26倍、1.23倍</small> ※ 第6期計画で未達成見込分があればそれを含めること。」
就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合 <b>新規</b>	就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
就労定着支援事業の利用者数 <b>変更</b>	2021年度の実績の1.41倍以上 <small>第6期：就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合：7割</small>
就労定着支援事業所における就労定着率（※）	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上 <small>第6期：7割</small>
地域の就労支援のネットワーク強化 <b>新規</b>	県等において、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める

※就労定着率

第7期：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42ヵ月(3.5年)以上、78ヵ月(6.5年)未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の割合。

第6期：過去三年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

#### 5 障害児支援の提供体制の整備等

##### 【第6期障害福祉計画までの評価】

###### 第6期計画の目標値と進捗状況（2022年度実績）

目標	進捗状況	進捗率
<児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実> ① 2023年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置 <small>※市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</small> ② 2023年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	①31市町村 (圏域設置含む) ②41市町村 (圏域設置含む)	①57.4% ②75.9%
<難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築> 2023年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保	2023年5月末に検討を行う協議の場を設置	—
<主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保> 2023年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保 <small>※市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</small>	33市町村※ (圏域設置含む)	61.1%
<医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置> 2023年度末までに、県、各障害保健福祉圏域及び各市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、県及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 <small>※市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</small>	① 県設置済 ② 11圏域 ③ 54市町村 ④ コーディネーター配置 53市町村	①100% ②100% ③100% ④98.1%

【第7期障害福祉計画での目標】 ※検討中

- 目標設定に関する考え方
  - ・国の基本指針に即して設定する。

〈参考〉 国の基本指針

事項	目標
(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 <b>変更</b>	・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置 ※ 市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置も差し支えない。 ・全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する体制を構築
(2) 難聴児支援の中核的機能体制の構築 <b>変更</b>	各都道府県等において、難聴児支援のための中核的機能及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める
(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保 ※ 市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保も差し支えない。
(4) 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 <b>変更</b>	・各都道府県において、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置 ・各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 ※ 市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与したうえで、圏域での設置も差し支えない。
(5) 移行調整の協議の場の設置 <b>新規</b>	障害児入所施設に入所する児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に移行できるよう、各都道府県等において、移行調整に係る協議の場を設置

6 相談支援体制の充実・強化等

【第6期障害福祉計画までの評価】

第6期計画の目標値と進捗状況（2022年度実績）

目標	進捗状況
〈相談支援体制の充実・強化等〉 2023年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	○総合的・専門的な相談支援の実施体制 45市町村 ○地域の相談支援体制の強化 計 2,826件

【第7期障害福祉計画での目標】 ※検討中

- 目標設定に関する考え方
  - ・国の基本指針に即して設定する。

〈参考〉 国の基本指針

事項	目標
相談支援体制の充実・強化等 <b>変更</b>	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【第6期障害福祉計画までの評価】

第6期計画の目標値と進捗状況（2022年度実績）

目標	進捗状況
〈障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築〉 都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	○障害福祉サービスに係る研修への市町村職員の参加人数 171人 ○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数 115回

【第7期障害福祉計画での目標】 ※検討中

- 目標設定に関する考え方
  - ・国の基本指針に即して設定する。

〈参考〉 国の基本指針

事項	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築
計画的な人材養成の推進 <b>新規</b>	相談支援専門員研修及びサービス管理責任者等研修（意思決定ガイドライン等を活用）の実施回数及び修了者数の見込みを設定

第7章 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

1 障害福祉サービス等の見込量と確保策

【記載事項】

国の基本指針に即して、以下のサービスの第6期計画までの評価、必要な量の見込み等を設定するとともに、その確保策について、記載。

なお、設定に当たっては、市町村における数値の積み上げを基本とする。

項目	区分
(1) 訪問系サービス 記載方法変更	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援 第6期：一括での算定
(2) 日中活動系サービス 一部追加	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、 短期入所（福祉型・医療型）
(3) 居住系サービス	自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、
(4) 相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
(5) 障害児支援	①障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等 訪問支援、居宅訪問型児童発達支援） ②障害児入所支援（福祉型・医療型）

2 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量

【記載事項】

国の基本指針に即して、以下の項目について記載。

(1) 圏域単位での地域特性および課題
(2) 2026年度末までに不足するサービスの基盤整備
(3) 各圏域の現状と今後のサービス見込量

3 障害福祉サービス等以外の見込量と確保策

【記載事項】

国の基本指針に即して、以下の項目について記載。

項目	区分
(1) 子ども・子育て支援等	①保育所 ②認定こども園 ③放課後等児童健全育成事業
(2) 医療的ケア児童等を支援するコーディネーターの配置 一部追加	・県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 追加 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
(3) 就労支援	①就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労移行者数 ②障害者に対する職業訓練の受講者数 ③福祉施設から公共職業安定への誘導者数 ④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 ⑤公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数
(4) 発達障害のある人に対する支援 一部変更	①発達障害者支援地域協議会の開催回数 ②発達障害者支援センターによる相談件数 ③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 ④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 ⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者） 変更（第6期：受講者数） ⑥ペアレントメンターの人数 ⑦ピアサポートの活動への参加人数
(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 一部追加	①精神障害者の地域移行支援の利用者数 ②精神障害者の地域定着支援の利用者数 ③精神障害者の共同生活援助の利用者数 ④精神障害者の自立生活援助の利用者数 ⑤精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数 追加 ⑥精神病床における退院患者の退院後の行き先
(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	①指導監査結果の関係市町村との共有
(7) 障害福祉サービスに従事する者の育成等及びサービスの質の向上のために講ずる措置	①サービス提供に係る人材の確保及び育成 ②サービスの質の向上

#### 4 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

##### 【記載事項】

都道府県の行う地域生活支援事業として、以下の事業の内容、実施に関する考え方について記載。  
 (見込量については、第8章で記載。)

	項目	区分
(1)	専門性の高い相談支援事業	①発達障害者支援センター運営事業 ②高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 ③障害児等療育支援事業 ④障害者就業・生活支援センター運営事業
(2)	広域的な支援事業	①相談支援体制整備事業 ②精神障害者地域生活支援広域調整等事業 ③発達障害者支援地域協議会による体制整備事業
(3)	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	①手話通訳者養成研修事業 ②手話通訳者派遣事業 ③要約筆記者養成研修事業 ④要約筆記者派遣事業 ⑤盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ⑥盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ⑦失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 ⑧失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 ⑨意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
(4)	人材育成等その他の事業	①障害支援区分認定調査員等研修事業 ②相談支援従事者等研修事業 ③サービス管理者等研修事業 ④身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 ⑤視聴覚障害者情報提供施設運営事業 ⑥盲人ホーム事業 ⑦障害者社会参加促進事業

第8章 目標一覧

- ・ 障害者計画に関する事項については、6年間の計画期間中であることから、現行の進捗状況を記載。
- ・ 障害福祉計画に関する事項については、国基本指針等に沿った見直しを行うとともに、県の地域生活支援事業については2024年度からの3年間の実施量を見込む。

【障害者計画に関する事項】

＜必要な時点修正＞

◆ 「県の現状値（直近の値）」を、計画策定時と現行の直近値に分けて記載。

項目	障害者基本計画の目標	県の現状値		進捗率(直近)	本計画の目標	目標の根拠	関連
		計画策定時	直近				
共同生活援助のサービス見込量	地方公共団体が作成する第5期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定	6,077人(人/月) (2020年3月)	8,919人(人/月) (2023年3月)	108.7%	8,208人(人/月) (2023年度)	本プラン	第5章1
消費者被害防止に取り組む高齢者等の見守りネットワークの人口カバー率	(消費者安全確保地域協議会を設置している人口5万人以上の市区町数)	59% (12市) (2019年度)	82% (27市町) (2022年度)	96.4%	85%以上 (2024年度)	あいち消費者安心プラン2024	第5章3
障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している市町村の割合	中核市等 100% (2022年度)	100% (4/4市) (2020年4月1日)	100% (2022年度)	達成	100% (2022年度)	本プラン	第5章4
	その他市町村 100% (2022年度)	94% (47/50市町村) (2020年4月1日)	100% (2022年度)	達成	100% (2022年度)		
障害者差別解消支援地域協議会を組織している市町村の割合	中核市等 100% (2022年度)	75% (3/4市) (2020年4月1日)	100% (5/5市) (2022年度)	達成	100% (2022年度)	本プラン	第5章4
	その他市町村 70%以上 (2022年度)	90% (45/50市町村) (2020年4月1日)	98.0% (48/49市町村)	98.0%	100% (2022年度)		
成年後見制度利用促進に係る市町村計画を策定している市町村の割合	—	7.4% (4/54市町村) (2019年10月1日)	79.6% (43/54市町村) (2022年10月1日)	79.6%	100% (2021年度)	本プラン 第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画	第5章4
成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置している市町村の割合	—	20.4% (11/54市町村) (2019年10月1日)	70.4% (38/54市町村) (2022年10月1日)	70.4%	100% (2021年度)	本プラン 第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画	第5章4

項目	障害者基本計画の目標	県の現状値		進捗率(直近)	本計画の目標	目標の根拠	関連
		計画策定時	直近				
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合	80%以上 (2022年度)	46.5% (2020年度)	64.6% (2022年7月31日)	102.5%	63% (2025年度)	あいちワーク・ライフバランス行動計画2021-2025	第5章6
障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科検診の実施率	90% (2022年度)	90.4% (2018年度)	90.4% (2018年度) ※2022年度実績を、2023年度中に、公表予定	—	100% (2022年度)	愛知県歯科口腔保健基本計画	第5章6
障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績額	前年度比増 (~2022年度)	11,697,637円 (2019年度)	16,587,949円 (2022年度) 「過去調達実績最高額」 2021年度実績 19,669,771円	84.3%	毎年度過去調達実績最高額を上回る (2026年度)	本プラン	第5章7
就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額	地方公共団体が作成する第5期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定	16,888円 (2019年度)	月額(実績) 17,653円 時間額(実績) 243円 (2021年度)	91.0%	月額(実績) 19,415円 時間額(実績) 260円 (2023年度)	愛知県工賃向上計画	第5章7
あいちアール・ブリュット展開回数	—	年間3回 サテライト展含む (2019年度)	毎年度3回実施 (2022年度)	達成	毎年度3回実施 (2026年度)	本プラン	第5章9
障害者スポーツ参加促進事業の参加者数	—	619人 (2019年度)	416人 (2022年度)	64.0%	650人 (2021年度)	本プラン	第5章9

【障害福祉計画に関する事項】

<国基本指針等に沿った見直し> ※第6章で設定する成果目標を再掲。●は、今後設定。

項目	本計画の目標	障害者計画の 関連施策
<b>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行</b>		
①地域生活移行者数の増加	2022年度末から2026年度末における地域生活移行者数を●人とする。	第5章1、5
②施設入所者数の削減	2026年度末までの施設入所者削減数を●人とする。	
<b>2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b>		
①地域における平均生活日数の増加	精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を●日以上とする。	第5章 1、5、6
②1年以上長期入院患者数の削減	2026年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数、65歳未満の1年以上長期入院患者数を次のとおりとする。 精神病床における慢性期入院需要 (1) 65歳以上患者数 ●●人 (2) 65歳未満患者数 ●●人	
③精神病床における早期退院率の上昇	2026年度における精神病床の早期退院率を次のとおりとする。 (1) 入院後3か月時点の退院率：●% (2) 入院後6か月時点の退院率：●% (3) 入院後1年時点の退院率：●%	
<b>3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</b>		
①地域生活支援拠点等の整備	市町村において、地域生活支援拠点等を整備する（複数市町村による共同整備も可能）。	第5章5
②地域生活支援拠点等の機能の充実	コーディネーターの配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進めるとともに、各市町村において、年1回以上運用状況を検証及び検討する。	
③強度行動障害のある人に対する支援体制の整備	各市町村又は圏域において、強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。	
<b>4 福祉施設から一般就労への移行等</b>		
①福祉施設利用者の年間一般就労移行者数の増加	2026年度における年間一般就労移行者数を●人とする。 就労移行支援事業所：●人 就労継続支援A型事業所：●人 就労継続支援B型事業所：●人 その他：●人	第5章7
②就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合	2026年度末における就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。	
③就労定着支援事業の利用者数の増加	2026年度における就労定着支援事業の利用者数を●人とする。	
④就労定着支援事業所における就労定着率の向上	2026年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする。	

項目	本計画の目標	障害者計画の 関連施策
⑤地域の就労支援のネットワーク強化	都道府県において、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を進めるため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。	第5章7
<b>5 障害児支援の提供体制の整備等</b>		
①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	(1) 2026年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。 (2) 全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する体制を構築する。	第5章5
②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	2026年度末までに、難聴児支援のための中核的機能及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。	
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2026年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。	
④医療的ケア児支援センターの設置及び医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置	(1) 県において、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する。 (2) 市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	
⑤移行調整の協議の場の設置	障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境に移行できるよう、県において、移行調整に係る協議の場を設置する。	
<b>6 相談支援体制の充実・強化等</b>		
相談支援体制の充実・強化等	(1) 2026年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）する。 (2) 各市町村において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。	第5章5、6
<b>7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</b>		
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。	第5章5

【県の地域生活支援事業の実施に関する事項】

<2024年度からの3年間の実施量を見込む>

※●は、今後設定

事業名	指標	2024年度見込	2025年度見込	2026年度見込	障害者計画の 関連施策
<b>専門性の高い相談支援事業</b>					
発達障害者支援センター 運営事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所	第5章 5、6、7
	利用実人員	●人	●人	●人	
高次脳機能障害及びその 関連障害に対する支援普 及事業	支援拠点機 関設置数	2か所	2か所	2か所	
	相談支援実 人員	●人	●人	●人	
障害児等療育支援事業	実施か所数	12か所	12か所	12か所	
障害者就業・生活支援セン ター運営事業	実施か所数	12か所	12か所	12か所	
	実利用見込 み者数	●人	●人	●人	
<b>広域的な支援事業</b>					
相談支援体制整備事業	実施か所数	11圏域	11圏域	11圏域	第5章 5、6
精神障害者地域精神保健 福祉推進協議会	開催回数	保健所で1回	保健所で1回	保健所で1回	
精神障害者にかかるピア サポートの活用	家族ピアサ ポート相談 件数	●件	●件	●件	
災害時心のケア体制整備 支援事業	専門相談員 の有無	有	有	有	
発達障害者支援地域協議 会による体制整備事業	地域協議会 開催回数	●回	●回	●回	

事業名	指標	2024年度見込	2025年度見込	2026年度見込	障害者計画の 関連施策	
<b>専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣</b>						
手話通訳者養成研修事業	養成講習修了 見込者数	●人	●人	●人	第5章2	
手話通訳者派遣事業	利用見込件数	●件	●件	●件		
要約筆記者養成研修事業	養成講習修了 見込者数	●人	●人	●人		
要約筆記者派遣事業	利用見込件数	●件	●件	●件		
盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修事業	養成講習修了 見込者数	●人	●人	●人		
盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業	利用見込件数	●件	●件	●件		
失語症向け意思疎通支援 者養成研修事業	養成講習修了 見込者数	●人	●人	●人		
失語症向け意思疎通支援 者派遣事業	利用見込件数	●件	●件	●件		
<b>人材育成等その他の事業</b>						
相談支援従事者研修事業	現任研修修了 者数	●人	●人	●人		第5章5
	主任研修修了 者数	●人	●人	●人		
身体障害者・地域障害者相 談員活動強化事業	研修開催回数	●回	●回	●回		
障害者ピアサポート研修 事業	基礎研修修了 者数	●人	●人	●人		
	専門研修修了 者数	●人	●人	●人		
	フォローアップ 研修修了者数	●人	●人	●人		